

第 132 回 (2024 年 5 月度) 監査技術ゼミ 結果報告

運営委員長 豊島 秀一
(文責：松下 洋二)

1. 開催日時 2024 年 5 月 30 日(木) 午後 2 時 00 分～午後 5 時 00 分
2. 開催方法・場所 会場 (文京シビックセンター 5 階区民会議室 A・オンライン (ZOOM) 併用方式
講師は会場より解説
司会 (委員長) は会場で進行
委員は会場で会議サポート
3. テーマ いわゆる経営判断原則マターに監査役等はどうのように監査を行うべきか
～「守り」と「攻め」のガバナンスを担う監査役等のポジション向上のため～
4. 講師 東京霞ケ関法律事務所 パートナー弁護士 遠藤 元一氏
5. 出席者 85 名 (会場参加 30 名、オンライン参加 55 名)
6. 配布資料 (事前に委員長から参加申込者に対してメールでオンライン参加案内とともに添付ファイルを送付)
『いわゆる経営判断原則マターに監査役等はどうのような監査を行うべきか～「守り」と「攻め」のガバナンスを担う監査役等のポジション向上のため』2024 年 5 月 30 日 東京霞ケ関法律事務所 弁護士 遠藤 元一

7. 議事次第

・ 運営委員長より開会の挨拶

豊島運営委員長よりオンライン参加者の ZOOM 接続状況を確認したのち、開会挨拶、監査技術ゼミの趣旨説明および本日のテーマ紹介を行い、講師の遠藤 元一氏を紹介された。

なお出席者の内、当委員会への初参加者は以下の通り。

(株)GENOVA	常勤監査役	佐々木 強氏
三菱電機ソフトウェア(株)	監査役	黒田 洋司氏
JFEライフ(株)	監査役	早川 寛 氏
トレーダーズホールディングス(株)	常勤監査役	小俣 真一氏

・ 講義

午後 2 時 9 分から、遠藤講師により、資料前半「Ⅰ. 経営判断を再確認する」について 3 時 7 分まで解説が行われた。10 分間の休憩をはさみ、3 時 17 分から、資料後半「Ⅱ. 経営判断の原則の適用が問題とされる具体的な場面と監査役等の調査・監査の視点」について 4 時 18 分まで解説が行われた。その後直ちに出席会員会友とディスカッションを行い、4 時 49 分に終了した。

・ 質疑応答および意見交換等

出席会員会友とのディスカッションのテーマおよび主な論点は以下の通り。

- ・ 法令違反は経営判断原則マターではないとのことだが、契約違反はどのよう

に扱えばよいか。

- ・ 小林製菓の事例で、サプライチェーンへの迷惑を考慮して公表しなかったとの判断は妥当であるか。
- ・ 資料 45－46 ページの「他社株式の投資に関する取締役の善管注意義務については」はまさに自社の現在の状況。親会社・子会社間の株式投資の場合、投資を行う前と投資を行った後の監査役の対応としてどうあるべきか、アドバイスいただきたい。
- ・ 上記ケースで、テール条件やオプション付加を付加することについてはどうか。
- ・ 小林製菓の事例では、問題が明るみになりかけても経営陣には「ありえない」という思いが先行して思い切った対応策がとりづらいのではないか。
- ・ 第三者調査の結果、問題がなかった場合、ディフェンシブになりすぎた経営判断を逆に攻められることもあるのではないか。
- ・ 経営判断の抑えるべきポイントについて、アドバイスいただきたい。
- ・ 資料 8 ページ、「2 - 1 下級審裁判例が採用する経営判断原則に係る法的判断枠組み」に示されている二類型の枠組みの相違点を再度確認したい。
- ・ 経営判断の経過記録をどこまで保存すべきか、保有の要諦について。
- ・ 取締役会議事録の残し方について、発言内容の逐次記載すべきか、それとも発言内容の要旨記載に留めるべきか。

4) 委員長より閉会の挨拶

質疑応答および意見交換の後、豊島運営委員長が講師に感謝の意を表され、参加者に対しアンケートへの協力要請（後日メールで発信）を行うとともに、次回の監査技術ゼミは6月10日(月)に開催予定の旨案内した後、午後4時52分に閉会となった。

以上